

昭和四十五年度福岡県

行政書士試験のお知らせ

福岡県地方課

一、受験資格

次のいずれかの一に該当する者が受験できる。

- イ、学校教育法による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条第一項に規定する者。
- ロ、国、または地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者。
- ハ、行政書士の補助者としてその事務を行なった期間がこれを通算して四年以上になる者。
- ニ、旧中等学校令による修業年限五年の中学校卒業者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められるもの。

行政書士の補助者としてその事務を行なった期間がこれを通算して四年以上になる者。

二、試験

イ、方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- (1) 行政書士の業務に関する必要な法令
- (2) 一般常識
- (3) 作文

口、日時及び場所

(1) 昭和四十五年十一月十一日午後一時—四時

(2) 福岡市天神一丁目(県庁前) 日本生命ビル九階大ホール

三、受験手続及び受付期間

イ、受験の申込方法

(1) 受験願書(行政書士法施行細則様式第一号

(2) 受験願書(行政書士法施行細則様式第一号

(3) 受験願書(行政書士法施行細則様式第一号

(4) 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

受付期間
昭和四十五年十月一日から昭和四十五年十月三十一日まで(午前八時三十分から平日は午後五時、土曜日は午後零時三十分まで)とす

履歴書
受験資格を有することを証明する書面

受検書
受検書用紙は、福岡県総務部地方課(福岡市天神一丁目一番一号)へ提出すること。

合格者の発表及び合格証の交付
合格者の氏名は、昭和四十五年十二月十一日に発表する。発表は本人に通知するほか県公報に登載して行なう

試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

その他
受験手続その他の問合せは、福岡県総務部地方課(電話福岡七五局一七一六番)に対し行なうこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先(郵便番号を付記すること。)を明記して十五円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

昭和45年度
新入学児童について
のお願い

金田町納税者の皆様へお知らせ
金田町納税者の皆様へお知らせ
お出下さい。

◎この届出をしていないと
昭和四十六年度において
固定資産税が課税されま
すのでねんのためお知らせ
させていただきます。

※固定資産についてわから
ないことがありましたら、
用紙は役場にありますの
出して下さい。

教育委
員会では
方で来年度入学されるお子
様がいましたら、必ず教育
委員会へ御連絡下さいませ
す。

昭和四十六年度新入学児童
児童名簿
を作
りま
す。

自昭和三十九年四月二日
至昭和四十四年四月一日

危険物取締主任者試験 準備講習会のお知らせ

田川防火協会

昭和四十五年度第二回危
険物取扱主任者試験が来る
十一月八日(日曜日)田川
市番町二番一、二番二
川東高等学校で行われます
が、この試験の準備講習会
を田川防火協会主催で次に
より行ないますので、お知
らせします。

1、講習日時、十月二十五
日(日曜日)九時から十
時まで。

2、講習場所、田川市千代
町二番三番
田川市中央公民館(講
座)

3、受験手続、十月二十四
日までに田川防火協会事
務局(田川地区消防本部
内TEL二〇六五〇)

え受講申込書に受講料を
添えて申込むこと。

4、受講料、五〇〇円、(会
員証明書のある者、三
〇〇円)

5、テキスト代、四〇〇円
危険物取扱主任者必携、
二五〇円

同右、問題集、一五〇円
(テキストは希望者に実費
で頒布します。)

今回の試験場は地元田川
市内で行われますので、多
数受講、受験して下さい。
なお不明の点は予防課
(TEL田川二〇六五〇)
にお問い合わせ下さい。

税務課だより

税務課

で印鑑を持って税務課まで
お出下さい。

昭和四十六年度において
固定資産税が課税されま
すのでねんのためお知らせ
させていただきます。

※固定資産についてわから
ないことがありましたら、
用紙は役場にありますの
出して下さい。

教育委
員会では
方で来年度入学されるお子
様がいましたら、必ず教育
委員会へ御連絡下さいませ
す。

昭和四十六年度新入学児童
児童名簿
を作
りま
す。

自昭和三十九年四月二日
至昭和四十四年四月一日

金 田 町 史

頒布価格 1,000円

御希望の方は中央公民館へ

税務課までお問合せ下さ
い。